

要 望 書

令和 年 月

全 国 景 観 会 議

令和 年 月

様

全国景観会議会長

山形県県土整備部長 角湯 克典

自然エネルギー施設の設置に関する協力依頼

全国景観会議は、都市や地域の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等を通じて、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的に、昭和63年6月に設立されました。

現在、39都府県が加入し、景観形成に関する調査研究等を行っています。

本会議におきましては、毎年、景観形成に関する諸施策の創設、拡充を国に要望しているところです。

また、平成16年には屋外広告物法や都市緑地法等が改正され、平成17年には良好な景観の形成を図るため景観法が全面施行されました。さらに、平成20年には地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が施行され、歴史的な環境の保全・整備によるまちづくりを推進するための制度が創設されたところです。

つきましては、貴職におかれましても、本依頼の趣旨に御理解賜り、風力発電施設や太陽光発電施設等の自然エネルギー施設設置計画を策定するに当たって、地元住民や地方公共団体との意思疎通に努め、周辺景観や良好な視点場からの景観に影響を及ぼす事業の回避又は影響の低減を図られますようお願いいたします。

さらに、事業の施行区域を所管する地方公共団体等が、適正な土地利用、環境及び景観の保全並びに自然保護に関する基準（土地利用基本計画や環境アセスメント制度、景観計画）等を示した場合においては、事業者が自然エネルギー施設の設置を進める際に、その基準等を自主的に尊重する仕組みを構築するなど、良好な景観形成に特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

参 考

「全国景観会議」役員名簿
会員自治体一覧
規約

全国景観会議役員名簿

(平成30年6月28日～令和2年6月27日)

会 長	山形県	(北海道・東北ブロック)
副会長	兵庫県	(近畿ブロック)
副会長	福岡県	(九州ブロック)
理 事	宮城県	(北海道・東北ブロック)
理 事	群馬県	(関東・甲信越ブロック)
理 事	埼玉県	(関東・甲信越ブロック)
理 事	岐阜県	(中部・北陸ブロック)
理 事	大阪府	(近畿ブロック)
理 事	鳥取県	(中国・四国ブロック)
理 事	熊本県	(九州ブロック)
監 事	石川県	(中部・北陸ブロック)
監 事	高知県	(中国・四国ブロック)

(令和元年8月1日現在)

	自治体名	担当課	電話番号	所在地	FAX
1	青森県	県土整備部都市計画課	017(734)9681	030-8570 青森市長島1-1-1	017(734)8196
2	岩手県	県土整備部都市計画課	019(629)5891	020-8570 盛岡市内丸10-1	019(629)9137
3	宮城県	土木部都市計画課	022(211)3132	980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1	022(211)3295
4	秋田県	建設部都市計画課	018(860)2441	010-8570 秋田市山王4-1-1	018(860)3845
5	山形県	県土整備部県土利用政策課	023(630)2581	990-8570 山形市松波2-8-1	023(630)2582
6	茨城県	土木部都市局都市計画課	029(301)4579	310-8555 水戸市笠原町978-6	029(301)4599
7	栃木県	県土整備部都市計画課	028(623)2463	320-8501 宇都宮市塙田1-1-20	028(623)2595
8	群馬県	県土整備部都市計画課まちづくり室	027(226)3652	371-8570 前橋市大手町1-1-1	027(221)5566
9	埼玉県	都市整備部田園都市づくり課	048(830)5367	330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1	048(830)4879
10	千葉県	県土整備部都市整備局公園緑地課 景観づくり推進班	043(223)3279	260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043(222)6447
11	東京都	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課	03(5388)3265	163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1	03(5388)1351
12	神奈川県	県土整備局都市部都市整備課	045(210)6209	231-8588 横浜市中区日本大通1	045(210)8883
13	新潟県	土木部都市局都市政策課	025(280)5428	950-8570 新潟市中央区新光町4-1	025(285)0624
14	山梨県	県土整備部景観づくり推進室	055(223)1325	400-8501 甲府市丸の内1-6-1	055(223)1857
15	富山県	土木部建築住宅課	076(444)9661	930-8501 富山市新総曲輪1-7	076(444)4423
16	石川県	土木部都市計画課景観形成推進室	076(225)1759	920-8580 金沢市鞍月1-1	076(225)1760
17	岐阜県	都市建築部都市政策課	058(272)8648	500-8570 岐阜市藪田南2-1-1	058(278)2764
18	静岡県	交通基盤部都市局景観まちづくり課	054(221)3702	420-8601 静岡市葵区追手町9-6	054(221)3493
19	愛知県	都市整備局都市基盤部公園緑地課景観グループ	052(954)6612	460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052(953)5329
20	三重県	県土整備部都市政策課	059(224)2748	514-8570 津市広明町13	059(224)3270
21	福井県	交流文化部文化課	0776(20)0572	910-8580 福井市大手3-17-1	0776(20)0661
22	滋賀県	土木交通部都市計画課	077(528)4184	520-8577 大津市京町4-1-1	077(528)4906
23	大阪府	住宅まちづくり部建築指導室建築企画課	06(6210)9718	559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16	06(6210)9714
24	兵庫県	県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室	078(362)9299	650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078(362)9487
25	奈良県	くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課	0742(27)8756	630-8501 奈良市登大路町30	0742(22)8276
26	和歌山県	県土整備部都市住宅局都市政策課	073(441)3228	640-8585 和歌山市小松原通1-1	073(441)3232
27	鳥取県	生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課	0857(26)7371	680-8570 鳥取市東町1-220	0857(26)8113
28	島根県	土木部都市計画課	0852(22)6773	690-8501 松江市殿町8	0852(22)6004
29	山口県	土木建築部都市計画課	083(933)3733	753-8501 山口市滝町1-1	083(933)3749
30	愛媛県	土木部道路都市局都市計画課	089(912)2738	790-8570 松山市一番町4-4-2	089(912)2734
31	高知県	土木部都市計画課	088(823)9846	780-8570 高知市丸ノ内1-2-20	088(823)9349
32	福岡県	建築都市部都市計画課	092(643)3712	812-8577 福岡市博多区東公園7-7	092(643)3716
33	佐賀県	県土整備部都市計画課	0952(25)7326	840-8570 佐賀市城内1-1-59	0952(25)7314
34	長崎県	土木部都市政策課	095(894)3151	850-0058 長崎市尾上町3-1	095(894)3462
35	熊本県	土木部道路都市局都市計画課	096(333)2522	862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096(387)1152
36	大分県	土木建築部都市・まちづくり推進課	097(506)4672	870-8501 大分市大手町3-1-1	097(506)1778
37	宮崎県	県土整備部都市計画課	0985(24)0041	880-8501 宮崎市橋通東2-10-1	0985(32)4456
38	鹿児島県	企画部地域政策課	099(286)2438	890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099(286)5529
39	沖縄県	土木建築部都市計画・モノレール課	098(866)2408	900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098(866)5938

全国景観会議規約

(名称)

第1条 この会議は、全国景観会議（以下「会議」という。）と称する。

(組織)

第2条 この会議は、都道府県及び政令指定都市（以下「会員」という。）でこれを組織する。

(目的)

第3条 この会議は、都市や地域の景観形成に関する施策の研究、知識の普及、啓発等を通じて、魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 景観形成に関する調査、研究
- 景観形成に関する知識の普及、啓発
- 国及び関係機関への要望事項の提出
- その他この会議の目的達成に必要なこと

(役員)

第5条 この会議には次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
理事	7名
監事	2名

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選によるものとする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会議を代表し、その運営を総理し、総会及び理事会を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、重要案件を審議する。
- 4 監事は、会議の業務及び会計について監査を行う。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、理事及び監事の再任は妨げない。

- 2 役員は、任期満了の場合は、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(総会及び理事会)

第8条 この会議に総会及び理事会をおく。

- 2 総会は、毎年1回、会長が招集する。
- 3 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

(表決)

第9条 総会及び理事会は、それぞれ過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(議決事項)

第10条 次に掲げる事項については、総会の議決を必要とする。

- 事業計画
- 予算の収支
- 事業報告
- 決算の認定
- 規約の改正
- その他必要なこと

(理事会)

第11条 理事会は、総会に付議する事項及びその他会務の執行に関する重要事項を審議する。

(幹事)

第12条 この会議に幹事若干名をおく。

- 2 幹事は、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、会務の推進にあたる。

(経費)

第13条 この会議の運営に要する経費は、会員の負担金をもってあてる。

- 2 負担金の額は、総会において定める。

(会計年度)

第14条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 会議の事務局は、会長が所属する自治体におく。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和63年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年5月22日から施行する。

